

【事故が発生した時のお手続きの流れ】


Step1 学校を通さず 保護者から 保険会社に直接連絡	Step2 保険金請求書類をお 送りしますので、必要 事項をご記入・ご捺印 の上ご返送ください。 	手続き完了 指定口座に支払い後、手続 き完了ハガキにてお知ら せ致します。
----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

安全互助事業に関する補償概要はこちら⇒
2次元コードからアクセス



【よくあるご質問】

- Q1** 加入の手続きは必要ですか？
A1 当制度は単位PTAで一括加入しております。個人でのご加入手続きは不要です。
- Q2** 事故が発生した場合、どこに連絡すればいいですか？
A2 学校やPTA連合会を通さずAIG損保事故受付センターへ直接ご連絡ください。受付の際は「山形県PTA連合会の制度」とお伝えいただくとスムーズにご対応できます。
- Q3** 学校から「やまがた子供総合保障制度」のパンフレットが配られたが山形県PTA連合会安全互助会とは異なる制度ですか？
A3 「山形県PTA連合安全互助会」と「やまがた子供総合保障制度」は別の制度です。両制度の違いについては下記をご参照ください。

安全互助会（本書）		やまがた子供総合保障制度	
単位PTAの 一括加入	加入方法	ご家庭ごとの 任意加入	
令和7年4月1日から1年間	補償期間	令和7年4月20日から1年間 ※卒業まで1年ごとの自動更新	
Sコース：700円 Aコース：600円 ※単位PTAごとに選択	掛金	12,000円～3,500円の4プラン ※ご家庭ごとに任意で選択	

※右記の二次元コードからやまがた子供総合保障制度のパンフレットもご確認いただけます。⇒



このパンフレットは保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合せください。

山形県PTA連合会安全互助会

〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内
 TEL:023-631-0055 FAX:023-635-4359
 山形県PTA連合会のホームページもご覧ください。 2次元コードからアクセス⇒



D-007486 (2025-03)

PTA会員の皆様へ このパンフレットは大切に保管下さい！

令和7年度版






山形県PTA連合会安全互助会 補償制度のご案内

【安全互助会とは】

本制度は児童・生徒の学校管理下外のケガや、PTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償するものです。山形県PTA連合会が保険契約者となる団体契約を活用した補償制度です。



単位PTAの**一括加入**

児童・生徒	PTA会員
ケガの補償 （学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険） <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理下外でのケガ ・PTA活動中のケガ 	賠償 PTAが <ul style="list-style-type: none"> ・行事中に他人のものを壊してしまった ・来賓の方にケガをさせてしまった ・夏祭りで提供した食べ物で食中毒を起こしてしまった など 
賠償責任の補償 （児童・生徒賠償責任補償条項） <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒ご本人が放課後に遊んでいて学校の窓ガラスを割ってしまった ・休み時間にボールを投げて先生の車を傷つけてしまった ・旅行先で他人のものを壊してしまった など 	保管物 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA行事のために学校から借りたものを壊してしまった など 
	傷害（PTA団体傷害保険） <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした ・事前にPTAより参加が認められたPTA行事のボランティアスタッフが安全パトロール中にケガをした など 

事故が発生したら**学校を通さず**保護者から**保険会社へ連絡**

AIG 損保 事故受付センター ☎0120-369-936 <24時間365日>

受付の際には「山形県PTA連合会の制度」とお伝えください。やまがた子供総合保障制度にご加入されている場合は、一度にご請求手続きが可能です。事故報告時にお申し出ください。※詳しくは裏面をご覧ください。



安全互助会の補償内容に関するお問い合わせ

●引受保険会社：AIG損害保険株式会社 仙台支店

☎022-726-7551

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 AIG仙台ビル3F FAX:022-227-0211

●事務取扱代理店：有限会社ビッグインシュアランス

☎022-794-7377

〒983-0821 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口188 岩切駅前KKビル1F-A FAX:022-794-7376

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

【コース別の補償額・会費について】

児童・生徒の学校管理下外のケガ

< 学校契約団体傷害保険（学校管理下外のみ） >

補償の内容	Sコース・Aコース共通	
	保険金額	
学校管理下外の児童・生徒のケガの補償 ・児童・生徒が学校管理下外（※）でケガをした場合に補償します。 ※学校に登校してから下校するまでを学校管理下とし、それ以外は学校管理下外です。詳しくは「補償概要」をご覧ください。 ・登下校中の事故によるケガも補償します。 ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。 ・入院保険金、手術保険金、通院保険金は事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	死亡保険金額	55万円
	後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の	4%~100%
	入院保険金日額 (180日限度)	720円
	手術保険金 (1事故につき1回) 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の	10倍・5倍 (入院中・入院中以外)
	通院保険金日額 (90日限度)	480円

PTA活動中の会員・児童・生徒のケガ

< PTA 団体傷害保険 >

補償の内容	Sコース・Aコース共通	
	保険金額	
PTA行事参加中の事故によるケガの補償 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。 被保険者（保険の対象となる方） ・PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する児童・生徒 ・PTA会員の同居の親族 ・PTA行事（※）への参加が事前にPTAより認められている方 ※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（名称のいかんを問いません）にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。	死亡保険金額	300万円
	後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の	4%~100%
	入院保険金日額 (180日限度)	3,000円
	手術保険金 (1事故につき1回) 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の	10倍・5倍 (入院中・入院中以外)
	通院保険金日額 (90日限度)	2,000円

保 険 期 間

2025年4月1日 午前0時より
2026年4月1日 午後4時まで

SコースとAコースの違いは「**児童・生徒の日常生活の賠償責任**」の保険金額のみです。

単位PTAごとの一括加入となりますので、どちらのプランに加入しているかご不明な場合はPTA担当の先生または取扱代理店・保険会社までお問合せください。

PTA行事の賠償責任

< PTA 賠償責任保険 >

補償の内容	Sコース・Aコース共通	
	保険金額	
PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 <対人・対物補償> (往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物を壊したりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の賠償責任を負った場合の補償。 <保管物補償> (往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中に壊したり盗難されたことに對してPTAが法律上の賠償責任を負った場合の補償。 <提供飲食物危険補償> ・PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	対人補償	1名 3,000万円 1事故 3億円 (自己負担額1,000円)
	対物補償	1事故 200万円 (自己負担額1,000円)
	保管物補償	1事故 10万円 保険期間中 500万円 (自己負担額5,000円)
	提供飲食物危険補償	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注) 保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。
法律相談・クレーム対応費用補償 ・PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償。 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介（無料）を受けられます。	弁護士費用	1事故 100万円 保険期間中 1億円

児童・生徒の日常生活の賠償責任

< PTA 賠償責任保険 >

補償の内容	保険金額	
	Sコース	Aコース
児童・生徒の損害賠償責任 ・PTAの管理下・管理下外を問わず、日本国内においてPTAの児童・生徒（PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒）が他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊して、その児童・生徒または法定監督義務者（保護者）が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 ※PTA会員が個人で自動車保険、火災保険、傷害保険等のオプション補償として個人賠償責任補償にご加入されている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。	1事故 1,000万円 (自己負担額 なし)	1事故 50万円 (自己負担額 なし)

会 費

<Sコース:児童・生徒の賠償責任補償 1,000万円>
 PTA会員 **700円** 兄弟一人増すごとに **550円**
<Aコース:児童・生徒の賠償責任補償 50万円>
 PTA会員 **600円** 兄弟一人増すごとに **450円**